

第 1 回有識者懇談会における主なご意見

◆外国人対応について

- 東京都は、外国人の方が多く訪れ、全国の中でも外国人の人数・割合が多い。また、今後、オリンピック・パラリンピックの開催もある。したがって、被害者支援の窓口における外国人の相談などの支援について、条例に盛り込むなど、窓口機能をより強化する必要があるのではないか。
- 外国人の被害では、日本語が話せない被害者の支援に対する資源が足りていない。支援の際、通訳を頼むにしても、どこに頼んだらよいか悩む。グローバル化への対応は、東京都らしさにつながるのではないか。

◆医療機関連携について

- 精神的な被害を受けた被害者を医療機関につなぐ際に、PTSDを治療できると謳っている病院の全てが専門に治療を行っているというわけではない。
- 犯罪被害者支援の協力医療機関について、都レベルで把握してほしい。今は、需要と供給の割合があっていない。

◆自治体連携について

- 都と基礎自治体との窓口をどうやって連携をして、基礎自治体の支援力をどうやって伸ばしていくかは大きなテーマ。行政機関は人事異動があり、支援への理解、対応が深まった頃には異動してしまうことから、市区町村の相談窓口がなかなかうまく広がらないのは全国的な課題。その点、民間はずっと継続ができる。被害者支援の窓口を作ただけでは支援は不十分であり、都民センターのようなスケールメリットを活かした方がいいところと、基礎自治体でやることの役割分担をしていくことだと思う。自治体の窓口で、住居や当座の生活等の問題をその自治体の関係局とつなぎ、都民センターや都の支援と連携した総合的な支援をして頂きたい。都が、都民センターと市区町村とをつなぐ

支援をすることが大切である。

- 区市町村に犯罪被害者支援の窓口を作っても、被害者は来てくれない。区市町村の窓口
にどのようなつながりが大切。また、支援業務を実施するには、人材の確保も必要。支
援を出来る人を増やしていかなければいけない。
- 区市町村職員は被害者支援について経験が少なく、組織内にノウハウの蓄積ができない。
また、警察も区市町村がどのような支援ができるのかをわかっていないので、結果的に、
被害者が区市町村窓口につながらず、被害者支援は進まない。警視庁と区市町村との間
での連携が課題。そのためには、都における区市町村職員向けの研修だけではなく、犯
罪被害者支援を円滑に進めていくために、東京都において、区市町村とのつなぎをやる
職員(専門職員)の配置することが必要ではないか。
- 条例に、区市町村窓口との連携を含めた推進体制の整備についての規定を。被害者支援
の中で連絡協議会などもあるようだが、年1回の顔合わせ程度で終わるのではなく、ケ
アマネジメントの手法を参考に、関係機関が集まり、個々の被害者のケースに応じて連
携することをイメージした支援体制とすることが必要。条例には、連絡協議会の関係機
関の機能を生かした連携となることも織り込みつつ、その際、守秘義務といった問題に
ついて明記することで、連携体制が実質的に機能し得るのではないかと思う。
- 生活支援をどうコーディネートするかが課題。都が、支援の内容等を助言する等コーデ
ィネートしてくれると、区市町村は犯罪被害者に適切な支援できるようになると思う。
- 犯罪被害者が二次被害を受けることがないように、関係団体間での連携や支援の過程で入
手した個人情報や被害内容についての守秘義務を条例に明記すべき。
- 専門職の養成という観点から、人材育成は課題なので、条例で規定を。良い条例が出来
ても、良い専門職が育たなければ、制度は有効に動いていかない。
- 東京都は他県に比べればNPO等犯罪被害者支援に係る資源が多いと思うので、新たな
仕組みを作り出すのではなく、今ある資源を有効に活用し、より良い支援に向け連携
を深めていく必要があるのではないか。

◆啓発活動について

○他県の条例にも規定されているが、東京都の条例にも規定すべき。また、性被害や児童の被害の場合、相談すること自体が難しいことがあるので、東京都で、性被害・虐待を安心して、話しやすい、相談していいと思える環境作りをしていくことが大切。

◆経済的支援（生活支援）について

- 犯罪被害者給付金や遺族年金などは支給までに時間がかかる。犯罪被害者は、被害にあった直後は当座の資金がないので、自治体による経済的支援が必要。
- 他自治体で実施している見舞金制度について、見舞金という名称は相応しくなく、支援金や生活再建補助金など名称に配慮が必要では。

◆高齢者支援について

○高齢者の被害者も加害者も増えている。現在の被害者支援の枠組み漏れている気がする。高齢者支援は課題だと思う。

◆支援対象者、支援団体の実情等について

- 条例は対象が都民の方であることと思うが、他府県から東京に来た人（旅行者・ビジネス・学生等）が被害にあった場合、通り魔事件や大規模なテロなど、その場合、条例は想定外になる可能性があるので、最初の相談など、一定の支援が受けられるようにするべきでは。
- 支援には発生地主義と居住地主義という考え方（行政は居住地主義で警察は発生地主義）がある。確かに居住地と被害発生地が異なる場合に広域連携は必要で、都民センターは他県の被害者支援センターと連携している。公判支援なども発生地の被害者支援センターが担っている。

- 被害直後の支援は、都民センターは都外居住者が都内で被害に遭った場合(発生地主義)も対象としているが、センターにも対応に限界があり、その後は居住地の支援センターにつないでいる。都民が都外で被害に遭った場合も都内居住地に戻られれば支援をしている。
- 他県の条例には、旅行者等に対する支援について規定されているものはないが、市では、京都市、横浜市の条例で、観光客に対する支援について規定し、被害者が相談は受けられる形の条例になっている。
- SARC 東京でも、他県の人 が都内で被害にあった場合は相談を受けている。被害者の居住地が他県であれば他県の機関へつないだり、逆に他県での被害者が東京都在住ということもある。実際の現場では、居住地にかかわらず、ある程度支援を受けている。
- 専門的なプログラム等、先進的にやればやるほど相談は増えてくるのでは。都では、近郊と比較し、色々なサービスが優れている面もあるが、対応する組織に専門職のキャパシティがあるのでどこかで線引きが必要。実情を見て判断をしている。
- 支援の量が絶対的に足りていない。都民センターもSARCも支援のニーズに対して、人員的に厳しい執行体制の中で業務を行っている。また、東京都から財政負担はあるが、安定して支援を行っていくためにはまだ不十分。
- 支援のニーズに的確に対応するためには、相談窓口をたくさん作れば良いというのではなく、中身によってはかえって効率性が低くなる側面もある。都民センターは都内に一つだけであるが、その分職員の経験値も上がるし、他機関との連携も強くなる。

◆子どもに対する支援について

- 責務としては、県や県民、事業者の規定はあるが、学校の責務が抜けている。国の計画でも同様。都民センターでも子どもが被害にあった場合、支援を求められるが、学校との連携が必要となる。被害の際、学校のスクールカウンセラーが行動するためには学校の指示が必要。条例か支援計画の中で、学校とスムーズに連携できるように触れてほしい。
- 児童虐待の被害の支援にあたり、現場で連携が取れない限り動けないので、学校を含めた地域の連携が非常に必要。

◆住居について

○地方では割と公営住宅に空きがあるが、都内では、公営住宅が少なく、都営住宅は優先倍率での入居が可能になっているが、それでもあの倍率では入れるのが難しい。また、犯罪被害者は、被害直後は資金もないため、転居も難しいので、何らかの対応が必要。

◆条例で使用する表現について

- 二次被害・二次的被害については、内容として同じ意味で使われていると思う。
二次的被害は、国の基本法で使われているものだと思うが、二次被害という言葉も使うことが多くなっている。
- 基本条例か権利条例という名称にしてほしい。全国の自治体に条例が出来ているが、ほとんどが支援条例。
- 支援条例ではなく、基本条例という名称にした方が、被害者の声を聴けると思う。

◆性暴力被害について

○東京では、全体の犯罪の中でも性犯罪の割合は他の犯罪の割合より高い。特に、強制性交。性暴力被害は大きな焦点であるが、あまり世間に知られていない。受け皿がなければケースは出てこないで、過半数が訴え出られていない現状をみると割合が高いということは、支援が進んでいるという見方もできると思う。しっかりと現状を分析しつつ、性暴力被害を大きな焦点として扱っていくべき。

◆大規模被害対策について

○テロなどは東京が一番狙われる確率が高い。いわゆる大規模集団被害の対策については、既に神奈川県が緊急支援ということで、多数の死傷者が出た場合に、関係機関がすぐ連携をとって直後からの支援に当たるというようなことを条例の中に盛り込んでいる。犯罪発生件数や自治体の規模をふまれば、緊急支援として、東京都でも条例レベルで規定すべきだと思う。

◆被害者の実態について

○都民センターでの相談は延べ件数で、5千件程度とのことだが、実人数では何人くらいの相談を受けられているのか。被害を受けた人が、必ず支援を受けられるようになってほしい。すべての支援がすべての被害者につながっていない。給付金の説明を受けていない被害者もいる。まだまだ被害者には支援が届いていないのではないか。

◆法的支援について

- 弁護士会は東京に3会あるが、どのように機能的に支援していくのか。
- 現在、東京の三弁護士会の被害者支援委員会では三会協議会を定期的を開催しており、相互に連携が取れているので、条例で三弁護士会と連携する旨を規定していただければ、被害者等に対する法律相談の実施等は三会協力して実現可能であると思われる。